

環 保 第 1 5 8 0 号  
令和 6 年 1 2 月 1 7 日

都市計画決定権者

大 分 県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

中九州横断道路（大分～犬飼）環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地  
からの意見について

令和 6 年 7 月 2 6 日付けで送付のあった環境影響評価方法書に係る環境影響評価法第 4 0  
条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 1 0 条第 1 項の規定による意見は、下記  
のとおりです。

## 記

### 1 総括的事項

中九州横断道路（大分～犬飼）（以下「本事業」という。）は、大分市から豊後大野市ま  
での延長約 1 8 k m の道路を整備する事業であり、大分市と熊本市を結ぶとともに、東九  
州自動車道に接続し広域的な道路ネットワークを形成する重要な路線の一部で、産業・観  
光・防災等における機能強化を目的に計画されている。

環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、計画段階環境配慮書で示され  
た 3 ルート帯から、政策目標や生活環境等の影響の回避、低減の観点から、集落・市街地・  
浸水想定区域を可能な限り回避する「山側ルート」を選定している。一方、本事業は橋梁  
構造やトンネル構造が想定されており、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸  
念されるほか、工事期間が長期にわたる場合にあっては、それに伴う生活環境への影響も  
懸念されるが、本方法書においては、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画は明ら  
かにされていない。

このため、事業計画の検討に当たっては、ルートの位置等を明確にし、本事業に伴い生  
ずる環境影響を的確に予測し、最新の文献及び知見に基づいて検討した上で、可能な限り  
環境への負荷が最小化するような道路線形や構造とするなど、適切な配慮が必要となる。  
今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環  
境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成すること。また、調  
査地域及び調査地点の設定理由を記載するとともに、調査、予測及び評価の結果をわかり  
やすく記載すること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質、騒音、振動、低周波音

ア 工事期間が長期にわたると予想されることから、工事の実施に伴う建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）への影響が懸念されるため、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を検討すること。

イ 事業実施区域の周辺では、道路交通騒音が環境基準を超過している地点があることから、工事の実施に伴う車両の運行については、集中回避策等を検討した上で予測及び評価を行うこと。

ウ トンネル工事の実施において、発破作業が想定される場合は、騒音、振動、低周波音について、必要に応じて調査、予測及び評価を行うこと。

エ 自動車の走行に伴う騒音については、当該道路だけでなく、周辺道路の計画交通量等を含めて調査、予測を行い、評価の結果、周辺の騒音環境が現状より著しく悪化することのないよう検討すること。

また、低周波音については、遠方への伝播等を考慮して適切な調査、予測及び評価を行うこと。

### (2) 水環境

ア 工事の実施に伴う公共用水域への濁水の影響については、切土盛土工、工事施工ヤード、工事用道路、水底の掘削等の規模や場所を可能な限り具体的に示し、各工種の濁水対策を明確にした上で予測及び評価を行うこと。

イ 本事業はトンネル構造が想定されることから、道路の存在による地下水への影響が懸念されるため、工事前後及び工事期間中の地下水のモニタリング調査を実施すること。

### (3) 土壌に係る環境その他の環境

事業実施区域及びその周辺には、住宅や保全対象施設があることから、具体的なルート的位置及び道路構造の検討に当たっては、日照障害による影響が極力少なくなるよう配慮すること。

### (4) 動物、植物、生態系

ア 事業実施区域及びその周辺には多くの小河川や池沼等が存在しており、工事によって水生生物等への影響が考えられることから、小河川や池沼等の水域については、必要に応じて地元の専門家に調査地点等の聞き取りを行い、適切な現地調査により生物相を把握した上で調査、予測及び評価を行うこと。

イ 方法書において、動物、生態系の調査を行う範囲を「事業実施区域及びその端部から250m程度を目安」と一律に設定しているが、移動能力の高い種や、河川下流域に生息する種で事業の影響が及ぶと予測されるものについては、必要に応じて該当種ごとに調査範囲の設定を検討すること。

(5) 景観

ア 事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が複数存在することから、具体的なルート の位置及び道路構造の検討に当たっては、主要な眺望点や景観資源への影響を回避又は極力低減すること。

イ 調査、予測及び評価に当たっては、景観への影響が予測される直近集落等からの眺望景観や、大分市景観計画における重要地区である「戸次本町地区」等の景観資源からの眺望景観についても調査を行い、必要に応じてフォトモンタージュ法等による評価を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

吉野梅園については、季節によって利用状況が異なることから、工事の実施に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両等の影響が最小となるよう工事計画を調整すること。

(7) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土について、発生量を的確に予測し、発生の抑制や再利用等に努めること。

(8) 文化財

大分県教育委員会及び関係市教育委員会と事前協議を行い、必要に応じて文化財の調査等について可能な限り協力すること。

(9) その他

ア 事業実施区域に隣接する地域で、大分都市広域圏6市の廃棄物を広域処理する新環境センター整備事業が進捗していることから、必要に応じて事業者と情報共有するなどして、当該整備事業と本事業による複合的影響について検討し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 事業計画の検討に当たっては、供用後の自動車の走行による温室効果ガスの排出が可能な限り最小化されるような道路線形及び構造となるよう努めること。また、事業の実施に当たっては、温室効果ガスの排出量を最小限にとどめるよう最善の利用可能な技術や機器の導入を検討するなど、地球温暖化の防止に努めること。